

公示番号：19a01120

国名：エチオピア

担当部署：社会基盤・平和構築部 都市・地域開発グループ第二チーム

案件名：都市計画・都市管理能力強化プロジェクト 詳細計画策定調査（都市計画・管理制度／組織分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：都市計画・管理制度/組織分析
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年2月中旬から2020年3月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.77M/M、合計 1.27M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	23日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2020年1月22日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については以下をご覧ください。
JICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報 公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型)>業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き)
(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)
なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 選定結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年2月4日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点

④その他学位、資格等

16 点
(計 100 点)

類似業務	都市計画・管理に係る調査業務及び研修計画業務
対象国／類似地域	エチオピア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

エチオピアは、10,240 万人とサブサハラアフリカで 2 番目の人口と 6 番目の国内総生産（GDP）の規模（約 350 億ドル）を有し、過去 10 年間 10%前後の高い経済成長を実現してきた。

また同国は国家開発計画である 5 か年計画の Growth and Transformation Plan II (GTPII) において 2025 年までの低中所得国入りを目指し、農業と製造業を中心に産業開発と輸出拡大を目指している。GTPII の戦略には均衡ある発展 (broad based and equitable economic growth) や都市化に対応した持続可能な都市管理が位置付けられ、これらの適切な実施による農村部と都市部の適切な連結性の創出、工業団地整備に伴う規模の経済や裾野産業の拡大による雇用創出の促進等を通じて都市化を経済成長のエンジンとして適切に取り込むことが意図されている。GTP-II の実施の中核を担う工業団地開発の計画では、国内 13 か所の工業団地が計画され、そのうちの 3 か所は首都アジスアベバに、10 か所は主に州都である地方中核都市 (Secondary Cities) に配置され、現在までにアジスアベバ市近郊のボレレミと南部諸民族州の州都であるハワサ他で工業団地が整備され操業開始されている。

一方で National Spatial Plan(2016)によれば 2015 に 20%で有った都市人口は、2035 年には 37%~40%に拡大する見込みである。首都のアジスアベバだけでなく、ハワサ市他地方中核都市を中心に 100 万人都市が複数出現すると予想されており、都市化がもたらす問題への対応が国家レベルの課題として認識されている。

係る状況下、1) 州政府や地方中核都市のニーズを踏まえた都市開発・建設省の研修プログラムを策定し、2) 都市開発や都市管理に関する日本の経験の共有、3) 研修や経験共有セッションを企画、開催、4) 能力開発マニュアル、ガイドラインのアップデートを行い、もってエチオピア国内の各地方中核都市の都市計画・管理能力の強化の実施に取り組む技術協力プロジェクトが要請された。

本要請書及び、事前の都市開発・建設省との面談により、エチオピア全体での都市化の現状や、それに対応するための都市開発・建設省の地方中核都市に対する都市計画・都市管理分野における指導能力の強化が喫緊の課題であることが分かってきている。

よって本詳細計画策定調査では、協力枠組みを確定する上での基礎情報を確認すると共に、都市課題及びその解決のために必要となる中央の都市開発・建設省と地方中核都市それぞれの能力やリソースと、実態とのギャップ、そしてそれらを埋めるため

のニーズについて調査・検討の上で、都市計画・住宅省及び、地方都市の認識を確認することを目的とする。

このため、本詳細計画策定調査では、Part I（今回公示の対象業務、JICA 職員の調査に先行して実施）において、都市開発・建設省はじめ関係諸機関や、地方中核都市の能力や役割分担、同都市の抱える都市課題を確認し、プロジェクトの実施体制を検討するための情報を分析・整理した上で、プロジェクトの内容を提案・協議することとし、Part II（今回公示の対象業務、JICA 職員と調査団を形成予定）において、プロジェクトの実施体制及び活動内容について確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査及び分析を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する案を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2020年2月中旬）

① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、エチオピア側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。

② 他ドナーによる関連プロジェクトに係る資料・情報の収集・分析を行う。

③ 担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。

④ エチオピア国都市開発・建設省の策定した地方中核都市向けの都市計画・管理分野のマニュアルをレビューし、エチオピアの都市開発行政における課題を分析する。

⑤ 本詳細計画策定調査期間中に予定されているワークショップの企画・運営要領案に対し改善提案を行う。

⑥ 下記（2）に記載の現地調査期間の効率的な活用のため、JICA が調整して実施するテレビ会議に参加し、エチオピア側関係者に対して事前ヒアリングを行う。

⑦ プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案（和文・英文）、PO (Plan of Operations) 案（和文・英文）の担当分野関連部分を検討する。

⑧ JICA による対処方針（案）、リスク管理チェックリスト（案）の作成に協力する。

⑨ 調査団打ち合わせ、対処方針会議などに参加すると共に、議事録を作成する。

（2）現地業務期間（2020年2月下旬～3月中旬）

① JICA エチオピア事務所等との打合せに参加するとともに、JICA を含めた調査団内で打合せを行う。

② エチオピア側関係機関との協議、ワークショップ及び現地調査に参加する。

③ 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとお

り。

ア) 都市開発・建設省の体制の現状分析を実施する。

- (a) 所掌業務に関する文献を入手すると共に最新情報を確認する。
- (b) 所掌業務、デマケーションについてヒアリングする。
- (c) 部署別人数、各人の教育のバックグラウンド、業務経験について情報収集する。
- (d) 地方中核都市における都市計画策定状況、各都市に対する都市計画・都市管理分野に係る指導状況、トレーニングプログラムを把握し、問題点と課題を分析する。
- (e) 省内の研修講師向けの研修プログラムを把握し、問題点と課題を分析する。
- (f) 省内の研修用機材を含む、研修実施環境を把握する。

イ) 地方中核都市を訪問し、以下の通り現状分析を実施する。

尚、訪問し調査する地方中核都市は、ハワサ市、アダマ市を予定している。

- (a) 訪問する2都市の地方中核都市の都市課題を把握、分析する。
- (b) 既存計画の有無及び策定状況
- (c) 関連各組織の所掌業務に関する文献を入手すると共に最新情報を確認する。
- (d) 関連各組織の所掌業務、デマケーションについてヒアリングする。
- (e) 関連各組織のうち、都市計画・都市管理に係わる部局の部署別人数、各人の教育のバックグラウンド、業務経験について情報収集する。
- (f) 2都市の都市計画・都市管理に係わる、機材を含む執務環境と研修実施環境を把握する。
- (g) 2都市の都市計画、都市管理手法のレビューを実施し、問題点・課題を分析。
- (h) 2都市の都市計画、都市管理に係る研修ニーズを把握する。

ウ) 本詳細計画策定調査に合わせ、地方中核都市関係者をアジスアベバに招聘し都市課題共有のための JICA 主催ワークショップが開催されるため、以下の通り、企画・運営を支援すると共に、実際に参加し、現状分析等を実施する。

尚、招聘する地方中核都市は、アジスアベバを除く人口規模順の上位5都市（メケレ、ゴンダール、アダマ、ハワサ、バハル・ダール）を予定している。

- (a) 上述ア)とイ)の現状把握、課題分析の結果を本ワークショップにおいて共有する。
- (b) ワorkshopに参加した地方中核都市の都市課題を把握し、分析する。
- (c) 既存計画の有無及び策定状況
- (d) 各都市の都市計画、都市管理手法のレビューを実施する。
- (e) 各都市の都市計画、都市管理に係る研修ニーズを把握する。

エ) イ)とウ)の対象以外の地方中核都市に対する情報収集と都市課題の分析を行う。

オ) 関連法制度の確認

- (a) 都市計画・都市管理及び都市開発関連法制度の把握。

(b) 工業団地関連法制度・政策の把握。

カ) 本格協力における OJT 等の現地再委託を請け負うことが可能な組織、業務実施単価に関する情報を収集する。

④都市開発・建設省の指導能力・体制強化の提案

ア) 上述③の現状把握に基づき、本格協力で都市開発・建設省の都市計画・都市管理分野における指導・研修対象とする都市（エチオピア国の特徴的な都市課題を有する都市を最大5都市）を提案する。

イ) 上述③の現状把握に基づき、あるべき地方中核都市の都市計画・管理能力と、その指導を行う都市開発・建設省の指導体制・指導能力を検討する。

ウ) 上述③の現状把握、④、イ) のあるべき体制の検討に基づき、都市開発・建設省の地方中核都市向け都市計画・管理分野のマニュアルの改善方針を提案する。

エ) 上述③の現状把握、④、イ) のあるべき体制の検討に基づき、都市開発・建設省の地方中核都市向けの研修プログラム案を検討する。

尚、可能な範囲で、JICA の既往案件の成果を活用すべく検討する。(10. (2) 参考資料を参照)

オ) 上述④、エ) の研修プログラム実施を担う都市開発・建設省の講師に対する研修能力強化案（TOTプログラム案）を検討する。

カ) 都市開発・建設省の有する地方中核都市間の経験共有プラットフォームの改善案を検討する。

キ) 想定する各活動の実施に必要な都市開発・建設省及び地方中核都市の実施体制（関連する組織、分野別能力・人数）の案を提案する。

⑤本邦研修プログラムの提案

ア) エチオピアの地方中核都市の都市計画・都市管理能力強化の観点から、上述③の現状把握に基づき、本邦研修のプログラム案を検討する。(本邦研修は年1回、合計2回、延べ30名程度を対象とする予定)

⑥担当分野の情報を、別途 JICA が派遣する他調査団員（評価分析／キャパシティアセスメント団員）に共有する。

⑦各面談の議事録を作成する。

⑧担当分野に係る PDM 案（和文・英文）、PO 案（和文・英文）の作成に協力する。

⑨担当分野に係る現地調査結果を JICA エチオピア事務所等に報告する。

⑩評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。

⑪JICA 職員及び別途 JICA が派遣する評価分析／キャパシティアセスメント団員とともに、プロジェクトの実施体制及び活動内容について確認・協議し、PDM 案、PO 案、R/D (Record of Discussions) 案（英文）及び M/M (Minutes of Meeting) 案（英文）の作成に協力する。

(3) 帰国後整理期間（2020年3月下旬）

①事業事前評価表（案）作成に協力する。

②帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

③担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

和文 1 部

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、2020 年 3 月 23 日までに電子データをもって提出することとする。

（電子データ送付先：JICA 社会基盤・平和構築部、JICA エチオピア事務所）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒アジスアベバ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は 2020 年 2 月 23 日～3 月 16 日（日本発着を含む）を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者から約 2 週間遅れて、また、評価分析担当団員（別途契約するコンサルタント）は 10 日間遅れて現地調査を開始する予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 都市計画・管理制度／組織分析（本コンサルタント）

エ) 評価分析／キャパシティアセスメント（JICA が別途契約するコンサルタント）

③便宜供与内容

JICA エチオピア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）
- キ) 査証取得支援
有り（招聘状の作成）

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

・エチオピア国 デジタル地図データ作成能力強化プロジェクト(第 3 フェーズ)ファイナル・レポート」

(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000039541.html>)

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上